

第63号議案

令和元年度芦屋市下水道事業会計決算の認定について

令和元年度芦屋市下水道事業会計決算について，地方公営企業法第30条第4項の規定により，監査委員の意見を付けて市議会の認定に付する。

令和2年9月9日提出

芦屋市長 伊藤 舞

参 照（第 6 3 号議案，第 6 5 号議案及び第 6 6 号議案）

## 地方公営企業法抜粋

（決算）

第 3 0 条 管理者は，毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し，証書類，当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて，当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は，決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は，前項の審査をするに当たっては，地方公営企業の運営が第 3 条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて，特に，意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は，第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を，監査委員の意見を付けて，遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第 1 0 2 条の 2 第 1 項の議会においては，遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例日（同条第 6 項に規定する定例日をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

（第 5 項省略）

6 地方公共団体の長は，第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては，第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

（第 7 項から第 9 項まで省略）